

資料紹介 菅茶山関係資料「庭訓」 翻刻と解説

岡野 将士

一 はじめに

今回紹介する「庭訓」は、備後神辺宿の儒学者菅茶山^①が上本庄屋菅波家^②（以下「新宅」という。）の当主を弟圭二^③に譲る際に、圭二に対しての教訓を書き記したものである。

茶山の筆による当資料は、父樗平^④から始まる上本庄屋菅波家の当主としての心得、茶山の弟圭二に対する思い、そして菅茶山が当主であった時期に起こった出来事等を知る事ができる好資料である。

なお、裏表紙に、菅光子^⑤筆による資料成立時期を推定する一文が記されている。

翻刻するに当たっては、筆者が句読点を付した。原則として旧漢字は、そのまま使用している。

二 「庭訓」本文

資料名 「庭訓（外題）」菅茶山筆

資料群名 黄葉夕陽文庫資料^⑥

資料番号 J0003-158

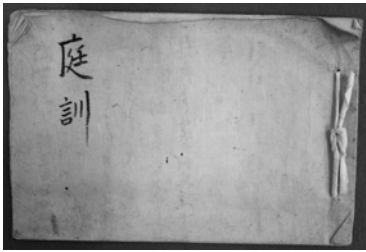
形状 横帳 共紙表紙

寸法 縦二三・八cm×横二二・二cm

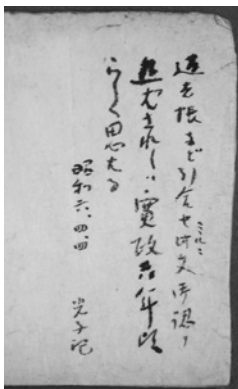
丁数 8丁

（表紙） 庭訓（茶山自筆）

一、祝儀不祝儀法事等事。



「庭訓」表紙



裏表紙書入

一、勝手より家の住居かへ候

こと。并に植置候草木等うへ

かへ、或はきりとり候事。

下地のまたにて繕候事など、相談

不及。

一、渡世の体をかへ、并に山田等

うりかい候事。

一、拙者疎遠にくらし候人のあし

らい、并に出入の物中途にて、遣

ひ不申候人あしらいの事。

今まで遣ひ候人をやめ候事。また

あらたに遣ひ候人など、相談不及

右之外、大抵相談不及候。其内

圭一児共(一)出来、それをよめいらせ、

またよめとり候様之吏、他人

にても心安き方へ、相談可有之候

へ、これ準じ候ことなど、申

不及候こと、かきのセ不申候。

一、圭二身持其外にても、人の目

にあまり、あの通の事ハ太中

がさせぬ筈など、他人方申候

様之吏。

一、渡世のうき沈にかゝり候様の事。

右二事ハ此方方も心つき候

事ハ申候。

身代不如意に相成候こと、不仕合

出来候事ハ是非に不及候へ、これら

の事ハ申もいたさず候。

右ハ申渡おき候事。

一、浄留里かたり候事。

尤酔後同道とも有之、途中にて一口

浄留里等出次第いたし候こと、見

合たるへし。本をかまへ、ふし

を習候之事ハ無用二候。

一、博奕を見物いたすましき事。

集り候席にて始り候へ、めたち不申候

様立帰りに可申候。すてに始りたる所へ

参りかへり候ハ、早速可立去候事。

一、追かけ商^⑧いたすましき事。

帳合等者勿論の事^二候。

一、此方^二居申候弟子を遣ひ候ことハ、

客の給仕、墨筆の用、書

物出し入、くすりきさミ、坐

敷の掃除等、これに準し候事^ハ

遠慮有之へからず候。酒を買

にやり、くい物指なし、丸子^⑨等を買

あるかせ候事、無用なるへし。

背たゝかせ、あつさにあふかせ候

様のこと、四十以下の入^ハ決^而

無用^二候。病氣等の節ハ勸介にてもやと
む候而可致事

一、母^ハ願相談等有之候こと^二、

圭^二太中、おたに^ハおのふ^⑩を

取次^二いたし可申上候。

右^ハ他所へ参り候様のこと、衣

服買物等之事^二候。平生之

ミそしほ等之小事^ハ、其

場の見計たるへし。

一、下々ハ妻一人^二妾等有之まし

き事。誰も存候事^二候。たとひ当坐

の事^二も、女をなし^ミ候事など

あるましく候。第二^ハ身の養生、

第三^ハ失費をはふき、第四

に^ハ家内をあげ他出しけ^ハにて

あしく候故也。妻三十歳迄、出

生男子無之候ハ、相談之上

身代相應之妾にても入可

申候こと。

一、衣服等之事、おのふ、おたに同様^二

いたし可申事。

色等^ハ、このミ次第なれども、地合よし

あし等^ハ平生之服、はれき等も同

様たるへし。

一、家につき候物、太中一分の物

有之候。ひとつひとつわけ候も事

むつかしく候^ハ。大抵心得

あるへきこと。

銭のかしかり^ハ、相談なしにいたし候^二も、

書物のかしかり^ハ、相談あるへく候。

米^ハ入用次第遣^ヒ候^而も、太中
唯々筆墨紙等^ハこふて、其後
可用候類^ノこと^ニ候。

一、拙者此後、万二子出来候とも、家ゆ
つり候^ニ不及。大抵うまれつき

相應之事^之 儲者^ニ醫者^ノ之類 をし^ヘ候^而
渡世に^ハおもふ方^ヘ可遺候。

一、おのふこと、拙者相果候後も

親とし養はる^ヘ候。もし
不行跡之事とも出来いたし

候ハ、故郷へ帰し候とも、此方に
て^熱居いたさせ候とも可被致候。

右^ハ申渡し候事。

外ニ瀧次⁽¹³⁾こと、早戸⁽¹⁴⁾のこと、相
談いたしをき可申候へ共、急候

ことにて無之候。たいてい心まか
せたる^ヘ候へとも、其方いたし

かたにて、太中不埒^ニ相成候
ことも可有之候や。尚又可申

談候。

一、拙者二十六計の時⁽¹⁵⁾、身代さく

まい⁽¹⁶⁾いたしかけ候。いつ塚と申ことも
無之候へ共、節季拂等拙者い

たし候。其時借銀

五百匁 おのみちや⁽¹⁷⁾質 五百匁 ふちや儀

壹貫目 光蓮寺⁽¹⁸⁾ 貳貫匁 藤次

此外たわらや^ニ有之候
とり候たのもし利銀よほど有之候。 夫のち二十
年計世話いたし候内

親仁様⁽¹⁹⁾ 御上京 母人同断

圭^二同断 お八代⁽²⁰⁾よめいり

おため⁽²¹⁾よめとり おのふ同断

おたに同断 親仁様岩国行

桂^二同断 太中宮嶋行⁽²²⁾

圭^一かもかた年々⁽²³⁾ 磯八殿同断

親仁様御死去⁽²⁴⁾ 猶右衛門⁽²⁵⁾同断

おため同断⁽²⁵⁾ 此時の損酒米^ハし方
御百姓さうどう⁽²⁷⁾ かけ等を^メ大數十貫
目^ニ及申候

太中京行⁽²⁸⁾

土手ふしん⁽²⁹⁾

大江伊八ニ銀百九十五匁かり

人ニもらひ候餞少々、これを

入用といたし伊八へ^(二)

三年ニ三百匹四百匹つゝ

拂申候

これハ材木等人ニもらひ候外

よほと入候へ共、近年人々

唯々銀子など久仕候。少々

山た⁽³⁰⁾へ少々預おき候。ねかふて

大抵家の物ハ用不申候

かた^(三)候。然ともさん用之外

入用多^(四)まり申候。

太中めおい所のワリ合 大数小式百匁も入候や

右之ことく物入候へとも、拙者世話いた

し候うち、家内一致候。世話いたし候

ハ、借銀拂候うへ、少々ハ餘分

も出来可申心あてに候へ共、

算用之外、失物等も有之候^(五)心

にまかせず候。拙者不取計故と存候。

然とも二十四五方かくへつの病身

故、半分^(六)保養寺^(七)出精も

いたし不申候。其方ハ拙者ほどの病

も見え不申候。其上今^(八)親仁様之如き

世話いたし候方も無之候へ、拙者

同様^(九)参るましく候⁽¹⁰⁾。扱、家もち

候と申⁽¹¹⁾厄介のときより格

別つらき物⁽¹²⁾候。第一

公儀之法度等、家内⁽¹³⁾そむき

候⁽¹⁴⁾、御とかめ⁽¹⁵⁾家もち候人うけ候。

錢⁽¹⁶⁾家内に遣ひ候⁽¹⁷⁾も、借銀を

せられ候⁽¹⁸⁾家もち候人⁽¹⁹⁾候。家内⁽²⁰⁾

着るとき⁽²¹⁾着、のむとき⁽²²⁾のミ、つか

う時⁽²³⁾遣ひ候⁽²⁴⁾も、節季⁽²⁵⁾みなく

家もち候人へあつまり候⁽²⁶⁾相應⁽²⁷⁾

拂不申候⁽²⁸⁾、家もちと⁽²⁹⁾申され

す候。其上物見見物等も人を出して、

留守番いたし申さね⁽³⁰⁾なり不申候。

只今迄の様子⁽³¹⁾かよふのこと

にはらたち可申と存候。家もち

たるものやけと申⁽³²⁾なり、我ひ

とり難義をせうより⁽³³⁾我も

なぐさめよなと⁽³⁴⁾申心にて⁽³⁵⁾

一日もたち不申候物⁽³⁶⁾候。大抵男

子出来小三⁽³⁷⁾なり候迄⁽³⁸⁾、牢へ

入候心⁽³⁹⁾なり不申候⁽⁴⁰⁾家⁽⁴¹⁾もた

れす候と見え候。

右、心得のため申候。

(裏表紙)

過去帳など引合せミルニ此文御認メ

遊ばされしハ寛政六年頃

らしく思はる。

昭和六・四・四

光子記

三 おわりに

この「庭訓」は、農と酒造を営む江戸時代の「家」の家政について記し、当主のあり方の一端を示している。代替わりに際して、当主としての役割、振る舞いを説き、戒める内容が多く含まれている。

まず、「相談に及ぶべきこと」として、4項目を挙げている。

冠婚葬祭、新宅、家業、人事の4項目で、それに準じて、圭二の子供の婚姻、圭二の品行、商売の浮沈についても触れている。

次に、家政についての10項目で内容は次のようなものである。

- ①遊興の禁止
- ②商売の方法
- ③茶山の弟子の扱い
- ④家での相談の仕方と女性たちの振る舞い
- ⑤茶山個人の所有物

⑥跡継ぎ

⑦茶山の妻宣の扱い

この中で、跡継ぎについては、茶山に万が一子供が出来た場合でも、その子に当主を譲る必要はないと明記している。すでに茶山自身は「新宅」から別家した体裁をとり、「新宅」と「塾」を分け、自らは塾に専念するという意識を読み取ることができる。しかし、「新宅」と「塾」は分家の体裁であるなら不可分ではないから、不可分の関係であり、「新宅」と「塾」が明確な分離がなされることは難しかった。そのため、茶山は晩年まで、新宅及び塾の後継者問題に悩まされた。

最後に、茶山が当主であった時期の出来事を列挙し、当主としての心得を説いている。

茶山が当主であった時期は、記述されている内容から、安永二年(一七七三)頃～寛政五年(一七九三)頃までと推定できる。

さらに、圭二に「当主」という立場への覚悟を求め、当主がいかにかに不自由であるかを述べ、自分には、父樗平が補佐してくれる環境があったが、樗平はすでに没し、茶山自身も塾経営に専念しているという、難しい立場であることを述べている。自らの経験とともに、これから「新宅」を背負う圭二に対して、厳しくも兄としての気遣いの言葉も記しており、茶山の人となりを感じさせてくれるものとなっている。

この資料は、「新宅」の当主のあり方についての茶山の捉え方、また、新宅の人々の振る舞い等を具体的に知る事ができ、今後の茶山研究に資することができればと願う。

一 後係 亦後を 後を 亦事

一 後 亦事 亦事 亦事 亦事

一 後 亦事 亦事 亦事 亦事

一 後 亦事 亦事 亦事 亦事

一 後 亦事 亦事 亦事 亦事

一 後 亦事 亦事 亦事 亦事

一 後 亦事 亦事 亦事 亦事

一 後 亦事 亦事 亦事 亦事

一 後 亦事 亦事 亦事 亦事

一 後 亦事 亦事 亦事 亦事

一 後 亦事 亦事 亦事 亦事

一 後 亦事 亦事 亦事 亦事

一 後 亦事 亦事 亦事 亦事

一 後 亦事 亦事 亦事 亦事

一 後 亦事 亦事 亦事 亦事

一 後 亦事 亦事 亦事 亦事

一 後 亦事 亦事 亦事 亦事

一 後 亦事 亦事 亦事 亦事

一 後 亦事 亦事 亦事 亦事

一 後 亦事 亦事 亦事 亦事

ひつりくく母を懐くは
 なるべき
 母の心は
 弟は八月にせりて
 母を懐くは
 一、母を懐くは
 二、母を懐くは
 三、母を懐くは

一、母を懐くは
 二、母を懐くは
 三、母を懐くは
 四、母を懐くは
 五、母を懐くは
 六、母を懐くは
 七、母を懐くは
 八、母を懐くは

母を懐くは
 母を懐くは
 母を懐くは
 母を懐くは
 母を懐くは
 母を懐くは
 母を懐くは
 母を懐くは

母を懐くは
 母を懐くは
 母を懐くは
 母を懐くは
 母を懐くは
 母を懐くは
 母を懐くは
 母を懐くは

【注】

- 1 菅茶山(一七四八〜一七二七)は、父菅波樗平(諱は扶好)と母半の間に長兄として生まれた。幼名は百助、通称は久次郎といい、長じて通称を太中、名を晋帥とし、字は礼卿、茶山と号した。
- 2 上本庄屋菅波家は、父樗平が本庄屋菅波家の当主を譲り、別家した家。通称は「新宅」と呼ばれ、屋号は「上本庄屋」であった。
- 3 圭二(一七六八〜一八〇〇)は、菅茶山の末弟。名を晋宝、晋葆、字は信卿、通称を圭一、圭次、恥庵、三闇等と号した。
- 4 菅波樗平(一七二七〜一七九二)は、諱を扶好、通称を久助、樗平、弥生庵と号した。神辺で農業を営む高橋金右衛門金豊の子。本庄屋菅波氏の養子となり、佐藤安右衛門正弘の女半と結婚し、本庄屋菅波家を継いだ。二人の間には三男三女がいた。茶山はその長子である。
- 5 菅晋賢の子菅礼太郎の妻。岡山県鹿田村の三宅武彦の女。名は「美津枝」、通称として「光子」を使用していた。
- 6 黄葉夕陽文庫資料は、菅家に伝来した約一万点にのぼる資料群のこと。江戸時代後期〜大正に至る時期の菅家に関わる資料が収納されている。菅家より寄贈を受け、当館で整理、調査を行っている。このうち、菅茶山に関わる資料が重要な文化財「菅茶山関係資料」に指定されている。
- 7 圭二には、萬喜という娘が誕生するが、寛政九年八月に夭折した。
- 8 空商いこと。先物取引。
- 9 丸菓のこと。
- 10 茶山の母半のこと。半は備中井原の佐藤氏の女。
- 11 おたには、圭二(恥庵)の妻。沼隈山南村の桑田氏の女。
- 12 茶山の継妻。安那郡西法成村の門田伝内正峯の女。文政九年(一八二六)没。
- 13 千田河相氏の一族カ。茶山の日記に「千田瀧次」と記される。
- 14 茶山の妹チヨは、沼隈郡早戸の井上源右衛門正信に嫁いでいる。その間に生まれたのが敬である。
- 15 茶山二十六歳は、安永二年(一七七三)である。それから二十年であれば、寛政五年(一七九三)である。
- 16 「作間医」カ。茶山が、二十六歳頃に医者をはじめという意味合いと考えられる。二十六歳は安永二年(一七七三)であり、明和三年(一七六六)、明和五年(一七六八)、明和七年(一七七〇)、安永元年(一七七二)の四度の遊学を終えている。この間、古文辞学から朱子学へ転向し、医学も学んでいる。また、森鷗外『北條霞亭』で紹介されている文化十一年(一八一四)二月二十一日付け書簡で、「先生、三十年前迄は医を兼而被致候由…」とあり、三十年前は、天明四年(一七八四)である。いづれにしても三十代半ばまでは、医を営んでいたと考えられる。
- 17 尾道屋菅波家。神辺西本陣役を勤めた。菅波家の本家筋に当たる。
- 18 神辺町川南に所在する浄土真宗の寺。第六世風靈上人と親しく交わった。
- 19 菅波樗平のこと。
- 20 茶山の妹マツのことか。笠岡の胡屋浅右衛門政策に嫁ぐ。平蔵の没後、千田村庄屋の荒木市郎兵衛に再嫁した。茶山の日記「略歴日記」に寛政十二年八月八日「妹八代来」、十二日「妹八代還笠岡」の記述が見られる。
- 21 茶山の先妻。内海氏の女。
- 22 天明八年(一七八八)、茶山は弟子の藤井暮庵と宮島へ管絃祭見物に出かけている。この時、広島の頼家を訪れ、頼山陽に初めて会っている。

- 23 圭二は、茶山が開いた塾、金粟園で学んだ後、天明二年（一七八二）に備中鴨方の西山拙斎の塾へ入門した。
- 24 寛政三年二月十八日没。六十五歳
- 25 天明二年二月十七日没。二十三歳
- 26 茶山の次弟。猶右衛門は、字を子楠、好澄、通称を猶右衛門、汝棟と号した。深津村の松岡廣八の養子となった。猶右衛門の子である長作が、圭二の後を継ぎ、新宅の当主となった。
- 27 天明六年〜七年（一七八六〜一七八七）にかけての福山藩領でおこった百姓一揆。
- 28 茶山が当主であったと考えられる期間に該当するのは、安永六年（一七七七）、安永九年（一七八〇）の遊学である。
- 29 現在の廉塾講堂がある場所は、塾に専念するため、寛政二年（一八九〇）に土地丈量と塾建物を建築した。塾の開始は翌年の寛政三年（一八九一）である。
- 30 西中条山田の豪商河相君推の邸宅松風館のこと。河相君推に預けたという一説。
- 31 この記述から、当主であった茶山の後見として、註28の茶山の遊学時は、代理として家政を担っていたと考えられる。茶山の学問への情熱を後押しし、寛政二年（一七九〇）の「土手ふしん」にも協力的であったと思われる。